

株主各位

第89回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

①事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」	1頁
②事業報告の「7. 株式会社の支配に関する基本方針」	3頁
③連結計算書類の連結注記表	6頁
④計算書類の個別注記表	15頁

法令および当社定款第16条の規定に基づき、上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sekisui.co.jp/news/2011/ir/index.html>) に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

積水化学工業株式会社

①事業報告の「6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制」

(1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

社長が委員長を務めるCSR委員会において、取締役会の承認を要する「コンプライアンスに関する基本方針等」の審議を行う。また、当社およびグループ会社におけるコンプライアンスを徹底しCSRを着実に実践することを目的として、CSR委員会の専門分科会として「コンプライアンス分科会」を設置する。当該分科会は、当社およびグループ会社におけるコンプライアンス体制の構築および実践を目的として、コンプライアンスに関する重要事項の企画、検討および決定を行う。当該分科会の委員長は、社長から任命を受けた取締役が務めるものとし、当社およびグループ会社のコンプライアンスに対する取り組みを全社横断的に統括する。

また、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を制定し、取締役、執行役員および使用人が法令、定款および企業倫理に従って行動するための指針を提示するとともに、取締役、執行役員および使用人に対して各種法令および企業倫理に関する研修を集合研修やEラーニングの形で実施する。また、反社会的勢力による被害を防止するために社内体制を整備するとともに、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には毅然とした態度で対応することを、「積水化学グループ コンプライアンス・マニュアル」を用いて取締役、執行役員および使用人に周知徹底している。

加えて、社内通報制度「S・C・A・N（セキスイ・コンプライアンス・アシスト・ネットワーク）」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合には、使用人から直接社内窓口および弁護士窓口に通報できる体制とする。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規則」に従い、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「積水化学グループ危機管理要領」を制定し、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および使用人に周知徹底することで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は、当該危機管理要領に基づき緊急対策本部を設置し、迅速かつ的確な対応を行う。

(4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については別途政策会議において議論を行い、その審議を経て取締役会決議により執行決定を行う。

また、カンパニー制および執行役員制を導入することによって権限委譲を実施し、各カン

パニーにおいて迅速な意思決定がなされるように、各カンパニーにおける最高意思決定機関である執行役員会を設置する。加えて、カンパニー内の幹部会や支店長会等を随時開催し、各カンパニーにおける職務執行の責任者であるカンパニープレジデントに対して報告を迅速かつ的確に行う。

- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ会社は、グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ経営理念に基づき「企業行動指針」を策定し、当社とグループ会社間の指揮・命令、意思疎通の連携を密にしている。また、当社はグループ会社に対して指導・助言・評価を行いながら、グループ全体としての業務の適正を図る。

グループ会社の経営管理については、監査役および監査室等によるモニタリングを行うとともに、「関係会社取扱規則」および「関係会社決裁基準要項」等によるグループ会社から当社への決裁・報告制度を充実させる。

加えて、当社およびグループ会社で不祥事が発生した場合には、必ず管轄カンパニーまたはコーポレートのコンプライアンス推進部会に内容を報告し、当該推進部会がコンプライアンス分科会事務局に連絡することにより、情報がコンプライアンス分科会委員長に任命された取締役を集約されるようにし、再発防止を徹底する。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（単なる事務処理を行う者ではなく、監査業務を実際に遂行する者をいう。以下同じ）を要請した場合、監査役と協議の上、使用人を設置する等、しかるべき対応をとる。

- (7) (6)の使用人の取締役および執行役員からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人の評価・異動については、事前に監査役の承認を得るものとする。

- (8) 取締役、執行役員および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役、執行役員および使用人は、監査役会に対して、下記に掲げる事項について報告する。

- ①毎月の経営状況として重要な事項
- ②当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③リスク管理に関する重要な事項
- ④重大な法令・定款違反
- ⑤社内通報制度の通報状況

⑥その他コンプライアンス上重要な事項

また、監査室は、当社およびグループ会社の業務監査および会計監査を行い、監査結果はその都度、代表取締役および監査役会に報告する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は各種の重要会議へ出席し、関係会社を含む関係部署の調査、重要案件の決裁書の確認などにより、その権限が支障なく行使できる社内体制をグループ全体に確立する。監査役会では社外監査役を含め、相互の情報提供や意見交換を十分に行う。また、代表取締役と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行うことにより、代表取締役との相互認識を深める。

②事業報告の「7. 株式会社の支配に関する基本方針」

(1) 基本方針の内容の概要

当社の株主の在り方について、当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えています。したがって、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付行為を受け入れるかどうかの判断も、最終的には当社株主の皆様に基づき行われるべきものと考えています。しかし、当社株券等の大規模買付行為や買付提案の中には、買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等も想定されます。このような大規模買付行為や買付提案を行う者は、例外的に、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

(2) 基本方針の実現に資する取り組みの概要

①中期経営計画「GS21-SHINKA!」による企業価値向上への取り組み

当社は、平成21年度から平成25年度までを対象期間とした中期経営計画「GS21-SHINKA!」を策定しています。この中期経営計画では、国内を中心とする基盤事業の収益性向上に取り組むとともに、7つの高成長分野に経営資源を集中し、「際立つ、高収益なプレミアムカンパニー」になることを目指します。

②コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は、株主の皆様に対する経営陣の責任をより一層明確にするため、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会において、取締役の任期を2年から1年に短縮いたしました。また、各カンパニーの事業環境の変化に迅速に対応するため、平成20年4月1日より執行役員制度を導入し、業務執行に専念する役員を選任いたしました。これに加え、経営の透明性・公正性を確保し取締役会における監督機能を強化するため、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会より社外取締役2名を選任するとともに、取締役の人員を9名としております。

(3) 買収防衛策の概要

当社が導入した買収防衛策（以下、「本プラン」といいます。）は、当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付を行うこと等を希望する買付者が出現した場合に、当該買付者に対し、事前に当該買付等に関する必要かつ十分な情報の提出を求めます。その後、買付者等から提供された情報が、社外取締役、社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者で構成される独立委員会に提供され、その検討・評価を経るものとします。独立委員会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守しなかった場合、その他買付者の買付等の内容の検討の結果、当該買付者による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められる場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等一定の対抗措置を発動することを勧告します。当該新株予約権は、当該買付者による行使は認められないとの条項および当該買付者以外の者が有する新株予約権を当社株式と引換えに当社が取得することができる旨の条項を定めています。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行います。

本プランの有効期間は、平成23年6月開催予定の第89回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または独立委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、独立委員会の勧告に従い、本プランを見直し、または変更する場合があります。

(4) 上記(3)の買収防衛策に対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮し織り込むことにより、本プランが、上記(1)の基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

①株主意思の反映

- a. 本プランは、平成20年6月27日開催の第86回定時株主総会において承認されています。
- b. 上記(3)に記載したとおり、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。

②独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本プランの導入にあたり、本プランの発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う機関として、独立委員会を設置しました。独立委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとします。また、独立委員会の判断の概要については株主の皆様へ情報開示をすることとされており、本プランの運用は透明性をもって行われます。

③本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、しかも、これらの客観的要件は、上記(1)に記載の基本方針において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとする場合と一致させています。これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、上記(3)に記載したとおり、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が当社の株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。したがって、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

③連結計算書類の連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及びその主要な会社名

連結子会社の数 155社

主要な連結子会社の名称は以下のとおりである。

積水メディカル(株)、徳山積水工業(株)、ヒノマル(株)、積水成型工業(株)、東京セキスイハイム(株)、セキスイハイム近畿(株)、積水フーラー(株)、積水ホームテクノ(株)、積水フィルム(株)、東京セキスイハイム工業(株)、近畿セキスイハイム工業(株)、セキスイハイム東北(株)、セキスイハイム信越(株)、セキスイハイム中部(株)、セキスイハイム中四国(株)、セキスイハイム九州(株)、北海道セキスイハイム(株)、群馬セキスイハイム(株)、Sekisui Specialty Chemicals America, LLC.、Sekisui America Corporation、Sekisui S-Lec B.V.、Sekisui Europe B.V.、映甫化学(株)

また、当連結会計年度において、朝霞積水工業(株)、伊犁祥潤管業製造有限公司、Sekisui-SCG Industry Co.,Ltd.、Sekisui Specialty Chemicals Mexico, S. de R.L. de C.V.の4社は重要となったため、連結の範囲に含めている。

なお、Sekisui Chemical Thailand Co.,Ltd.はSekisui Chemical Singapore(Pte.)Ltd.より分社し、新規に設立したことにより連結の範囲に含めている。

また、積水フィルム九州(株)は合併により積水フィルム(株)に統合した。

なお、NordiResin Hong Kong, Ltd.、NordiTube Hong Kong, Ltd.の2社は清算終了したため、連結の範囲から除外している。

(2) 主要な非連結子会社の名称

セキスイハイムクリエイト(株) セキスイ管材テクニックス(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社の合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため連結の範囲から除外している。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数及びその主要な会社名

関連会社 8社

主要な会社の名称は以下のとおりである。

積水化成品工業(株)、積水樹脂(株)

(2) 持分法を適用しない主要な会社名等

持分法非適用の非連結子会社(セキスイハイムクリエイト(株)他)及び関連会社(株)エヌ・ティ・ティ・データ・セキスイシステムズ(株)他)については、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としてもその影響の重要性が無いと判断したため持分法の適用範囲から除外している。

3. 連結子会社及び持分法適用会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、海外会社の決算日は12月31日である。連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結決算上必要な調整を行っている。なお、その他の連結子会社並びに持分法適用会社の決算日は連結決算日と同一である。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 …原価法

その他有価証券

時価のあるもの …決算日の市場価格等に基づく時価法

(主として評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの …主として移動平均法に基づく原価法

②デリバティブ …時価法

③棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産 …主として平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

建物(建物付属設備を除く)については主として定額法を、その他の有形固定資産については主として定率法を採用している。なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建物及び構築物 3～60年

機械装置及び運搬具 4～17年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づいている。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

②賞与引当金

従業員賞与（使用人兼務取締役の使用人分を含む）の支給に充てるため、主として期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。

③退職給付引当金

・従業員退職金

従業員退職金の支出に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

・役員退職慰労金

連結子会社において役員退職慰労金の支出に充てるため、各社の内規に基づき計算された金額の全額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理している。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における少数株主持分及び為替換算調整勘定に含めている。

②重要なヘッジ会計の方法

a. ヘッジ会計の方法

原則として、時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで資産又は負債として繰り延べる方法による。なお、金利スワップのうち「金利スワップの特例処理」の要件を満たすものについては、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払の純額を当該資産又は負債に係る利息に加減している。

b. ヘッジ手段とヘッジ対象

(イ) 資金の調達に係る金利変動リスク

借入金や社債などをヘッジ対象として、金利スワップ等をヘッジ手段として用いる。

(ロ) 外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象として、為替予約等をヘッジ手段として用いる。

(ハ) 外貨建の資金の調達に係る金利及び為替変動リスク

外貨建借入金をヘッジ対象として、金利・通貨スワップ等をヘッジ手段として用いる。

c. ヘッジ方針

デリバティブ取引は、業務遂行上、金融商品の取引を行うに当たって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合に限る。

d. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価している。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略している。

③のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生日以後5年間で均等償却している。ただし、その効果の発現する期間の見積もりが可能な場合には、その見積もり年数で均等償却し、僅少なものについては一括償却している。

④消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

資産除去債務に関する会計基準の適用

当連結会計年度より「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用している。

この変更による連結計算書類に与える影響は軽微である。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 480,789 百万円

2. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

有形固定資産 7,672 百万円

無形固定資産 221 百万円

その他の資産 2,951 百万円

計 10,845 百万円

上記に対応する債務

短期借入金 2,302 百万円

長期借入金 1,526 百万円

その他の負債 1,843 百万円

計 5,672 百万円

3. 偶発債務

保証債務

ユニット住宅購入者が利用する住宅ローン	22,433 百万円
従業員持家制度促進のための住宅ローン	631 百万円
非連結子会社の借入債務	50 百万円
4. 受取手形割引高	28 百万円
5. 受取手形裏書譲渡高	189 百万円
6. 退職給付引当金のうち役員分	1,399 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 539,507,285 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の配当額	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,628	5円	平成22年3月31日	平成22年6月30日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	2,628	5円	平成22年9月30日	平成22年12月1日
計		5,256			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの
平成23年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案している。

①配当金の総額 4,178 百万円

②1株当たりの配当額 8円

③基準日 平成23年3月31日

④効力発生日 平成23年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定している。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 3,200,000 株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行借入によっている。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定等に従いリスク低減を図っている。また、投資有価証券である株式は主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っている。

支払手形及び買掛金は、大部分が1年以内の支払期日のものであり、当社グループでは各社が毎月資金繰計画を作成するなどの方法により管理している。

借入金の使途は主に運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、大部分の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは社内管理規定に従い、借入金の金利変動リスクを回避するために行っており、投機的な取引は行っていない。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	75,021	75,021	—
(2) 受取手形及び売掛金	147,951	147,951	—
(3) 投資有価証券			
満期保有目的債券	25	25	—
その他有価証券	102,940	96,875	△6,065
(4) 支払手形及び買掛金	(125,351)	(125,351)	—
(5) 短期借入金	(18,261)	(18,261)	—
(6) 長期借入金	(88,765)	(89,130)	364
(7) 社債	(10,000)	(10,205)	205

(*) 負債に計上されているものについては、()で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の残存期間の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の残存期間の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(7) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 12,842 百万円)は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券 其他有価証券」には含めていない。

(注3) 連結貸借対照表において短期借入金に含めている1年以内返済予定の長期借入金(22,063 百万円)について、当表では「(6)長期借入金」に含めている。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	650 円 83 銭
1 株当たり当期純利益	44 円 92 銭

(重要な後発事象に関する注記)

1. 事業の譲受及び株式の取得

当社は、平成 22 年 11 月 10 日開催の取締役会において、米国の Genzyme Corporation より検査薬事業を買収することを決議し、平成 22 年 11 月 18 日、同社と契約を締結した。米国及び英国において事業を譲り受ける新会社を設立し、平成 23 年 1 月 31 日、Genzyme Corporation の検査薬事業が保有する米国及び英国の資産、並びに加国及び独国の子会社株式を取得した。

なお、当社グループの在外子会社の決算日は 12 月 31 日であり、連結計算書類の作成に当たっては 12 月 31 日現在の計算書類を使用しているため、当該子会社については平成 23 年度より連結の範囲に含めることとしている。

事業の譲受

- (1) 相手会社の名称 Genzyme Corporation
- (2) 事業の内容 臨床検査薬の開発・製造・販売
- (3) 事業譲受の目的 メディカル事業における検査薬事業の海外展開強化
- (4) 譲受日 平成 23 年 1 月 31 日
- (5) 譲受価額 116 百万米ドル (米国)
74 百万米ドル (英国)
- (6) 新会社の概要
 - ① 米国子会社 名称 : Sekisui Diagnostics, LLC.
出資比率 : Sekisui America Corporation 100% (同社は当社 100%出資の米国子会社)
 - ② 英国子会社 名称 : Sekisui Diagnostics (UK) Ltd.
出資比率 : Sekisui Europe B. V. 100% (同社は当社 100%出資の欧州子会社)

株式の取得

- (1) 相手会社の名称 Genzyme Diagnostics P. E. I. Inc. (加国)
Genzyme Virotech G. m. b. H. (独国)
- (2) 事業の内容 臨床検査薬の開発・製造・販売
- (3) 株式取得の目的 メディカル事業における検査薬事業の海外展開強化
- (4) 株式取得日 平成 23 年 1 月 31 日
- (5) 取得価額 58 百万米ドル (加国)
15 百万米ドル (独国)
- (6) 株式取得後の子会社の概要
 - ① 加国子会社 名称 : Sekisui Diagnostics P. E. I. Inc.
出資比率 : Sekisui Diagnostics, LLC. 100%
(同社は当社が 100%出資する米国子会社 Sekisui America Corporation の 100%子会社)
 - ② 独国子会社 名称 : Sekisui Virotech G. m. b. H
出資比率 : Sekisui Europe B. V. 100% (同社は当社 100%出資の欧州子会社)

2. 株式の取得

当社は、高機能プラスチックカンパニーにおける I T (電子材料) 分野事業拡大のため、平成 23 年 4 月 27 日に株式会社鈴寅の株式を取得し子会社化した。

- (1) 子会社化した会社の概要
 - ①社 名 株式会社鈴寅
 - ②事業内容 薄膜事業 (タッチパネル用 I T Oフィルム)
テキスタイル事業 (金属コーティング加工、合成皮革向けレザー基布加工他)
 - ③資 本 金 30 百万円

④売上高 約43億円（平成22年8月期）

(2) 取得株式数、取得後の持分比率及び取得価額

①取得株式数 13株

②取得後の持分比率 100%

③取得価額 11,000百万円を基準に売主・買主間で譲渡価額の調整を行う

(注) 記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。

④計算書類の個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - 満期保有目的の債券…………… 原価法
 - 子会社及び関連会社株式…………… 移動平均法に基づく原価法
 - その他有価証券
 - 時価のあるもの…………… 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)
 - 時価のないもの…………… 移動平均法に基づく原価法
2. デリバティブの評価基準及び評価方法…………… 時価法
3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - 通常の販売目的で保有する棚卸資産
 - 商品及び製品…………… 総平均法に基づく原価法
 - 仕掛品…………… 移動平均法(一部個別法)に基づく原価法
 - 原材料及び貯蔵品…………… 移動平均法に基づく原価法
(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
4. 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産(リース資産を除く)
 - 建物(建物付属設備を除く)は定額法、その他の有形固定資産は定率法を採用している。
 - なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

建 物	3～50年
機 械 装 置	4～17年
 - 無形固定資産(リース資産を除く)
 - 定額法を採用している。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。
 - リース資産
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。
5. 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。
 - 賞与引当金…………… 従業員賞与(使用人兼務取締役の使用人分を含む)の支給に充てるため、期末直前支給額を基礎とした見積額を計上している。
 - 役員賞与引当金…………… 役員賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上している。
 - 完成工事補償引当金…………… ユニット住宅の保証期間中の無料補修に備えるため、経験値により計上している。
 - 退職給付引当金…………… 従業員退職金の支出に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理している。
6. 消費税等の会計処理
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。
7. 会計方針の変更
(資産除去債務に関する会計基準の適用)
 - 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用している。
 - この変更による影響は軽微である。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	231,232百万円
2. 保証債務	
関係会社の金融機関等からの借入に対する保証債務	24,550百万円
ユニット住宅購入者及び従業員持家制度促進のための住宅ローンの保証債務	18,178百万円
3. 関係会社に対する短期金銭債権	62,732百万円
関係会社に対する長期金銭債権	6,042百万円
関係会社に対する短期金銭債務	51,545百万円
関係会社に対する長期金銭債務	3,900百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社に対する売上高	228,390百万円
関係会社からの仕入高	194,337百万円
関係会社との営業取引以外の取引高	14,904百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当期末における自己株式の総数	17,161,349株
----------------	-------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

1. 繰延税金資産		
退職給付引当金		12,435百万円
減損損失		6,021百万円
その他有価証券評価差額金		5,991百万円
投資有価証券評価損		3,931百万円
税務上の繰越欠損金		2,248百万円
その他		10,207百万円
小計		40,836百万円
評価性引当額	△	10,261百万円
合計		30,575百万円
2. 繰延税金負債		
関係会社株式評価差額	△	3,769百万円
固定資産圧縮積立金	△	2,099百万円
合計	△	5,869百万円
繰延税金資産の純額		24,705百万円

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	475円94銭
2. 1株当たり当期純利益	6円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、高機能プラスチックカンパニーにおけるIT（電子材料）分野事業拡大のため、平成23年4月27日に株式会社鈴寅の株式を取得し子会社化した。

1. 子会社化した会社の概要

- ①社名 株式会社鈴寅
- ②事業内容 薄膜事業（タッチパネル用ITOフィルム）
 テキスタイル事業（金属コーティング加工、合成皮革向けレザー基布加工他）
- ③資本金 30百万円
- ④売上高 約43億円（平成22年8月期）

2. 取得株式数、取得後の持分比率及び取得価額

- ①取得株式数 13株
- ②取得後の持分比率 100%
- ③取得価額 11,000百万円を基準に売主・買主間で譲渡価額の調整を行う

(注) 記載金額は全て百万円未満を切り捨てて表示している。